

# 東京都 工事請負契約書第 24 条第 5 項 「単品スライド条項」運用に関する説明会

東京都では、本年 6 月 16 日から資材価格の高騰分の一部を契約済み工事の代金に上乗せする「単品スライド条項」を「鋼材類」および「燃料油」を対象として適用されました。さらに 9 月 12 日からは「その他の資材」についても適用されております。当協会では、東京都建設局の運用マニュアルを基に説明会を開催します。ご参加くださいますようお願いいたします。

■ 日 時 平成 20 年 10 月 29 日 (水) 午後 2 時 30 分～5 時 00 分

■ 会 場 渋谷フォーラムエイト 7 階 700 ホール  
東京都渋谷区道玄坂 2-10-7 TEL 03-3780-0008

■ 参加費 無 料

■ 定 員 400 名 (先着順受付)

■ 内 容 「単品スライド条項」運用について  
～東京都建設局運用マニュアルについて～

説 明 : 東京都建設局 担当者

## ■ 申込方法

- ・ 申込書に必要事項をご記入の上、FAX 03-3555-2170 へお申し込み下さい。
- ・ 申込みが定員 (400 名) に達した場合はお電話にてご連絡させていただきます。
- ・ 参加票は特にお送りいたしません。当日受付にてお名刺又はお名前をご提示ください。

■ 問い合わせ先 社団法人東京建設業協会 事業部振興課  
TEL 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170